

## 徳島県規則第二十七号

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成五年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号ト中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改め、同号チ中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人相談所又は婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性相談支援センター又は女性自立支援施設」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に、「を指導する」を「の自立支援を行う」に改め、同号ヲ中「若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）」を削り、「又は介護保険法」を「又は同法」に改め、同条第二号ト中「又は指定介護療養型医療施設であつて療養病床等により構成される病棟若しくは診療所」を削る。

### 附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にした改正前の徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則第八条第一号ト、チ及びヲ並びに同条第二号トに掲げる業務への従事は、それぞれ改正後の徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則第八条第一号ト、チ及びヲ並びに同条第二号トに掲げる業務への従事とみなす。